


【職員が健康で働きやすい職場づくりと地域社会への健康経営の推奨】

当金庫は、1971年に「コミュニティ・バンク宣言」を行って以来、地域の持続的な発展と豊かなコミュニティの創造をめざすことを社会的使命と考え、役職員一人ひとりがコミュニティ・バンクの一員として地域のお役に立つことを考え行動しています。

そのためには、役職員が健康で楽しく、毎日を「働き甲斐」・「生き甲斐」をもって仕事に取り組むことが必要不可欠であり、また役職員とその家族が健康で充実した生活を送ることで最良のパフォーマンスを発揮できると考えています。

上記の考えに基づいて、2019年8月に制定した「SDGs宣言」では「健康で働きやすい職場づくり」を重点課題とし、同年11月に制定した「健康経営宣言」においては、役職員とその家族、地域の皆さまや地域社会の健康について取り組んでいくことをお約束しています。




『京都信用金庫 健康経営宣言』

京都信用金庫は、コミュニティ・バンクの理念に基づき、地域に一番近く、職員一人ひとりが生き生きと活躍できる金融機関をめざし、健康経営に取り組んでまいります。

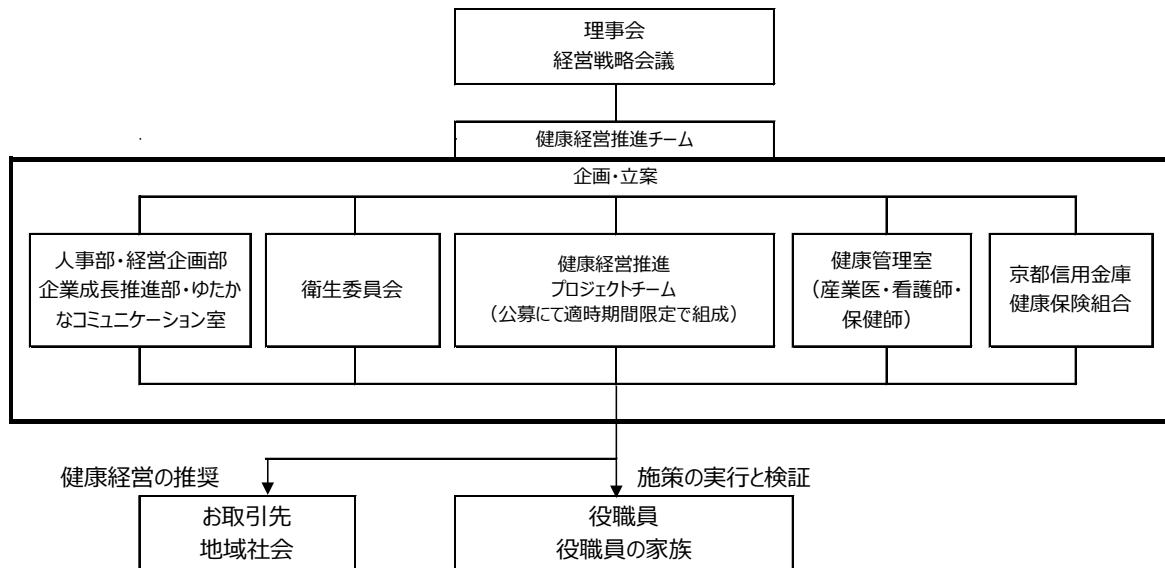
1. 職員一人ひとりが健康でしあわせな人生設計を描ける職場風土を醸成します。
2. 職員・家族の将来を共に考え、ワークライフバランスを実現する暮らし方に合わせた働きやすい職場環境をつくりまします。
3. 心身の健康を大切に、地域社会とともに共通価値を創造します。
4. 働く人にやさしい地域づくりをめざし、地域の皆さまにも健康経営を推奨してまいります。

京都信用金庫
理事長 榊田 隆之



【当金庫の健康経営推進体制】

当金庫では、下記の体制を組織し、専門家（産業医・保健師）、健康保険組合と連携した健康経営推進チームによる企画・立案から様々な健康経営の施策を展開していきます。



【全国健康保険協会（協会けんぽ）京都支部との業務連携】

当金庫は、全国健康保険協会（協会けんぽ）京都支部と業務連携し、同支部の事業「京から取り組む健康事業所宣言」に認定された事業所を当金庫の「健康経営パートナー事業所」として、当該事業所および事業所にお勤めの従業員とその家族の方に優遇商品を提供しています。同支部と相互に緊密に連携することにより、京都府内における中小企業の「健康経営」の取組をサポートし、地域社会の健康増進と府内の中小企業の発展に資することに努めてまいります。

【健康経営優良法人2022に認定されました】

2017年から5年連続で「健康経営優良法人」に認定されており、2021年度はその上位500法人のみに与えられる「ホワイト500」の冠が付与されました。この認定制度は、経済産業省が地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。これからも当金庫は一層、健康経営への取組を推進してまいります。



【健康経営の取組】

当金庫は、役職員の健康増進と健康に関するリテラシーの向上を目指すとともに、地域社会にも健康経営を推奨することに努めています。

また、役職員の健康維持・増進、新型コロナ感染防止、新たな働き方の整備、モチベーションや生産性の向上を目指し、下記の取組を実施しました。

今後も、地域の皆さまとともに「健康経営」を実践していただけるような取組を推進してまいります。

【2019年度の取組】


・ヘルシーランチの推奨（2019年7月より実施）

ヘルシーランチは医師や栄養士の監修により7大栄養素にこだわり抜き、カロリー、糖質、塩分を抑えた健康弁当です。「食事から始める健康づくり」の意識付けを目指し、役職員の昼食に利用できるよう導入しました。

・健康経営セミナーの開催

2019年度は「食」や「運動」を通して、地域企業の従業員の健康維持・増進、モチベーションや生産性の向上による組織の活性化について考えるセミナーを開催しました。

「食からはじめる健康経営セミナー」（2019年6月）

 [「食からはじめる健康経営セミナー」](#)

「食・運動から考える健康経営セミナー」（2019年10月）

 [「食・運動から考える健康経営セミナー」](#)

【2020年度の取組】

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

全役職員がマスクを着用、体温測定、定期的なアルコール消毒、パーテーションの設置により感染拡大防止と各々の体調管理に努めています。また、通常時とは異なるフレックスタイムや時差出勤の推奨により、職員間の接触機会や通勤時の感染リスクの低減を図っています。

・金庫敷地内全面禁煙（2020年4月より実施）

2020年4月より、望まない受動喫煙の防止を図る改正健康増進法の施行に伴い、職員のみならず来店されるお客様の健康にも配慮し、屋外を含めた金庫敷地内について全面禁煙としました。

・禁煙サポートの開始（2020年4月より実施）

喫煙者本人の喫煙の影響による病気の予防、また、ご家族や周囲の方の健康への受動喫煙の影響を防ぐことを目的とし、健康保険組合と連携し、禁煙外来受診時の自己負担費用の一部補助を開始しました。

【2021年度の取組】

・健康休暇の新設（2021年4月より実施）

病気の早期発見や健康へのリテラシー向上を図るため、節目検診の受診について「健康休暇」を新設しました。節目年齢（35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳）の年度に人間ドックまたは脳ドックを受信する日について、1日の特別休暇の取得が可能になりました。

【開示】

健康経営にかかる取組の推進状況や指標を、ホームページ等で開示しています。